

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行			
附則 157（略）	附則 157（略）	<p>8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第二条第三号	平均単価			平均単価	基準単価
第二条第六号	平均原価			平均原価	基準原価
	除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額		

9  (略)	第五条第一項第一号		平均単価
	平均単価	平均原価	基準単価
8  (略)	基準単価	基準原価	基準単価

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第九條第一項及び第一百條第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四條及び第二十八條第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。